

## 保険給付外のサービスについて【同意書】

当院では、患者さん等の利便性を考慮し、希望される方に下記のサービスを提供しております。料金については、岩手県立病院等利用料条例に基づき設定しております。

また、当該サービスは療養の給付と直接関係しないことから保険給付外となり全額自己負担となりますのでご了承願います。

なお、この同意書の有効期間は、入院は1回の入院期間、入院以外は当日のみ(※妊婦検診及び乳児検診を除く)の対象となります。

1	リンパ浮腫により実施する指導・リンパドレナージ料	1回につき	5,590 円
2	寝具貸付料(入院患者さん以外の方が利用された場合)	1組1日につき	230 円
3	食事の提供(外来透析患者さんが透析実施中に利用する場合)	1食につき	740 円
4	健康診断料(乳児検診)	※ 初回のみ同意書取得し、次回以降は一連行為として扱う。	
	医科点数表に定める初診料、画像診断、その他実施した検査等の所定点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額		
5	おむつ料(病児等が入院し、おむつを利用した場合)		
	新生児の場合【非課税】	1日につき	530 円
	乳児(生後1ヶ月以上)等の場合【課税】	1日につき	580 円
6	新生児等衣類(肌着・長着)貸付料(病児等が入院し、衣類を利用した場合)		
	新生児の場合【非課税】	1日につき	530 円
	乳児(生後1ヶ月以上)の場合【課税】	1日につき	580 円
7	核医学検査中止時における薬剤費負担額	破棄した当該薬剤の購入価格	
8	臓器等移植(生体移植に限る。)に伴う組織適合性試験料 臨床検査業務の委託金額を10円で除して得た点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額を加えた点数。なお、外来診療を実施した場合、医科点数表の所定点数の金額を加算。		
9	往診等自動車利用料	5km以下	200 円
		5km超10km以下	410 円
		10km超	610 円
10	文書料		
	(1)診断書		
	①傷病等を証する簡易な診断書	1通につき	3,300 円
	②その他の診断書	1通につき	5,500 円
	ただし、国民年金・厚生年金用、身体障害者手帳交付用等の各診断書		
	③自動車損害賠償責任保険用診断書/生命保険の給付に係る診断書	1通につき	8,380 円
	(2)検査結果等の写し(再発行の場合)	白黒	1枚につき 10 円
		カラー	1枚につき 40 円
	診療報酬点数の算定項目が分かる明細書の再発行【入院・外来別に1診療科	1ヵ月ごと	
		1部につき	10 円
	(3)その他の証明書	1通につき	1,100 円
	(4)死亡診断書(死体検案書を除く)	1通につき	3,300 円
	(5)死体検案書	1通につき	5,500 円
11	送付手数料		
	処方箋、薬剤、診断書等の送付に要する費用を10円で除して得た点数に43点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額。		
12	死体処置料	1体につき	7,700 円
13	死体検案料	1体につき	22,000 円

※「10(1)③生命保険の給付に係る診断書」:入院中は作成依頼を受けておりません。退院後に1階診断書コーナーにお申し込み下さい。

岩手県立中央病院長 殿

私は、上記保険給付外サービスの内容及び料金を確認し、いずれかのサービスを利用する場合は、所定の料金を支払うことを承諾いたします。

令和 年 月 日

患者番号(病院記載) - -

患者氏名

代理人

患者との続柄

(本人による同意が不可能な場合、保護者又は代理人)